

平成 29 年 12 月 25 日

各 位

行政書士オフィスウエハラ  
沖縄県那覇市泉崎 1-17-14  
TEL 098-860-6125  
FAX 098-860-6126  
E-mail: [info@office-uehara.okinawa](mailto:info@office-uehara.okinawa)  
行政書士 上原重巳

## (再) 産業廃棄物研修会 (基礎編) 開催のご案内

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 29 年 12 月 22 日の産業廃棄物研修会につきまして、応募者多数のため定員に達し、誠に恐縮ですが多くの事業者様のご期待に添いかねることとなりました。

また、未だ多くの事業者様からご参加要望がございますので、年明けに再度、開催することと致しました。

お忙しいとは存じますが、是非ともご参加下さいますようお願いいたします。

### 記

- 講 師：行政書士オフィスウエハラ 担当者
- 日 時：平成 30 年 1 月 19 日 (金) 14:30~16:00
- 場 所：沖縄県浦添市勢理客 4 丁目 13 番 1 号  
浦添市産業振興センター・結の街 (国立劇場おきなわ隣り。)
- 料 金：施設料・資料代として一人 2,000 円 (税込。)
- 定 員：30 名 (多数でのご参加希望の場合は事前にお問い合わせください。)
- 対象者：役員・管理職、総務・事務担当の方
- その他、研修内容、申込方法につきましては次頁をご参照の上、当事務所までご連絡ください。

## <研修内容>

内 容：

### 1. 産業廃棄物の基本的ルール

- 一般廃棄物と産業廃棄物の違いとは何か、事例を解説
- これだけはやってはいけない、実際にあった産業廃棄物の処分事例
- 難しい建設産廃、現場からのごみの持ち帰りは可能か

### 2. 産業廃棄物マニフェストと運搬委託契約書の注意点

- 間違いの多いマニフェスト記載と注意点
- 運搬委託契約のルール

### 3. 水銀に関する水俣条約発効にともなう廃棄物処理法の改正

- 水銀使用製品産業廃棄物についての新たな措置、必要な手続

---

## 《 申 込 欄 》

※1 施設・座席の関係上、当日参加できる方を記載して下さい。

※2 3名以上でご参加の場合は、事前に当事務所までご連絡ください。

会社名：	
参 加 予 定 者	

参加者一覧に御記載の上、FAX・メールにて当事務所までご送付ください。